

京都大学産官学連携本部規程及び京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学産官学連携本部規程 (平成19年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第11条 第7条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>第12条 本部に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、協議会の議を経て本部長が定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程 (平成16年達示第100号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第22条第2項及び第36条第2項(第45条第8項及び第46条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講座」とは、当該研究科の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、当該研究所又はセンター(組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。以下同じ。)の研究部門又はこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所及び各センターをいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第11条 (同 左)</p> <p><u>第12条 本部に寄附研究部門又は共同研究部門を置くことができる。</u></p> <p><u>第13条 本部に関する事務は、研究国際部</u>において行う。</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第22条第2項、<u>第36条第2項(第45条第8項及び第46条第7項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>第47条の7第2項</u>の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「寄附研究部門」とは、当該研究所若しくはセンター(組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。以下同じ。)の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる研究に相当するものを実施するもの<u>又は産官学連携本部において行われる調査研究を行う</u>もので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、各センター及び<u>産官学連携本部</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>